令和４年度
第６回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和４年度第６回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和４年９月２２日（木）　　１４時１３分開会
　　１４時４２分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１４名　欠席委員６名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	登坂英樹	欠席	
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	欠席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	欠席	
１５番	黒澤譲治	欠席	
１６番	藤田勝久	出席	議事録署名委員
１７番	中村由美子	欠席	
１８番	山形繁雄	出席	議事録署名委員
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　　報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第 4 条の規定による許可申請について
　　議案第３号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
　　議案第４号　令和 4 年度第 4 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第５号　現況証明願について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和４年度第６回農業委員会総会を開催いたします。

本日、3 番、三溝委員、4 番、登坂委員、9 番、川端委員、14 番、平岡日出男委員、15 番、黒澤委員、17 番、中村委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員 20 名中 14 名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。前段の農地小委員会が少し長引きましたが、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、ただいまから会議を始めます。（14：14）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、16 番、藤田委員、18 番、山形委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和４年度第５回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に、日程第5、報告の部に入ります。（14：14）
報告第１号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第１号について、ご説明申し上げます。
議案書１ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第３条の３の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第３条の３の規定による届出は２件で、土地の所在等は、議案書１ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。なお、整理番号７の被相続人は、△△△△さん、整理番号８の被相続人は△△△△さんであります。
以上、報告第１号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

会　　長　　次に、報告第２号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第２号について、ご説明申し上げます。
議案書２ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は1件で、土地の所在等は、議案書2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号8は、新規就農者に所有権移転を行うため解約する案件であります。

新たな耕作者については、後ほど、議案第1号において、農地法第3条に基づく所有権移転案件としてお諮りする予定であります。以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済みといたします。

【報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）】

会　　長　　次に、報告第3号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第3号についてご説明申し上げます。

議案書3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞから3ﾍﾟｰｼﾞに、報告第3号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

土地の所在等は議案書3ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

土地の区分は、市街化区域であるため事務局職員において本年8月31日に現地確認を行っております。

初めに整理番号14、当該地は、青葉○○○○の住宅地に位置しており、市街化区域内であります。以前から住宅と庭であり、長年、農地利用はされていなかったと伺っております。

今回、所有者が土地の一部を分筆して売却するにあたり、当該

地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。
　調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、周囲が住宅地のため農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。
　次に整理番号 15、当該地は、先ほどの整理番号 14 の隣接地で、同じく農地利用されていなかった土地と伺っております。
　今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。
　調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、周囲が住宅地のため農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。
　以上、報告第 3 号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは、以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 3 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。（14：19）
　はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 13 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 4ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
　今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 2 件です。

当日配布資料の4ﾍﾟｰｼﾞから12ﾍﾟｰｼﾞに、議案第1号資料として地番図、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

最初に、整理番号13は、新規就農者の△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書4ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号13は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号13について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、整理番号13について、農地小委員会で協議しておりますので、宮澤委員長より協議結果について報告願います。

宮澤委員長　　8月26日に、令和4年度第3回農地小委員会を開催し、議案第1号、整理番号13に係る、新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。

当案件については、新規就農を希望する△△△△さんから、営農を始めるきっかけや営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。

その結果、営農計画が適当であり、本人の営農への意欲も十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡博委員　　この方は、今日の小委員会の方ですか。

事務局　　違います。前回の小委員会の方です。

平岡博委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

　次に、整理番号 14 についてを議題といたします。
　この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時休憩します。（14：22）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：22）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号 14 は、泉郷の△△△△さんが、恵庭市の△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書 4ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　整理番号 14 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号 14 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：23）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：24）

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より、説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 5ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
当日配布資料の 13ﾍﾟｰｼﾞから 15ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として航空写真等を添付しております。
今月の農地法第 4 条の規定による許可申請は 1 件です。
整理番号 2 は、新たに○○○○等を建築する転用案件となります。
転用を行う土地の所在等は、議案書 5ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
当該地の農地区分は農用地区域内 農業用施設用地であります。
農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。
また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。
なお、本件につきましては、30ａを超える農業用施設への転用であることから、可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答を受けた場合に許可証を交付することとします。
以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡博委員　　総事業費はいくらぐらいになるのですか。

事　務　局　　ﾄｰﾀﾙで約□□円です。

平岡博委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　つぎに、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号についてご説明申し上げます。
議案書 6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
当日配布資料の 16ﾍﾟｰｼﾞから 17ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 3 号資料として地番図等を添付しております。
今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件です。
整理番号 5、転用を行う土地の所在等は議案書 6ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
新規就農者である△△△△さんが農家住宅を建築するための転

用案件であります。農地区分については、現在、農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外手続中であり、決定公告後は、概ね10ha以上の集団的農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地であるため、甲種農地に位置づけられます。

甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅の建築でありますことから、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。なお、本件につきましては30ａ以下の農家住宅への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第3号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡博委員　　当日配布資料 16 ﾍﾟｰｼﾞの配置図にある作業ｽﾍﾟｰｽとはどのような意味合いなのですか。

事　務　局　　収穫物を置いたり、乾燥させたりする場所になります。

作業を行う場所として、農地の隣に配置しております。

平岡博委員　　それは小屋か何かで囲ってあるのですか。

事　務　局　　囲ってはいません。

平岡博委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　令和４年度第４号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に議案第4号、令和4年度第4号農用地利用集積計画の決定についての整理番号、所5及び利20を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第４号について、ご説明申し上げます。
議案書７ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の18ﾍﾟｰｼﾞから20ﾍﾟｰｼﾞに議案第４号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、所有権移転が２件、利用権設定が１件になります。土地の所在等は議案書のとおりです。
はじめに、整理番号所５及び利20を説明いたします。
議案書７ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。整理番号所５は、東丘の△△△△会社が、△△△△さんから作業受委託を受けていた農地を買い受ける規模拡大案件になります。
次に、議案書８ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利20は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、賃貸借契約を更新する案件になります。なお、本件は農用地利用円滑化事業ではなく相対で結ばれた契約のため、道央農業振興公社は介在しておりません。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしております。
以上、整理番号所５及び利20についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　△△△△さんの所が個人経営から法人経営に変わったのはいつからですか。

事　　務　　局　　○○年です。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に整理番号所6を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：35）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：36）
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案書7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
整理番号所6は、農地保有合理化事業で北海道農業公社から賃貸借していた土地についての早期売渡案件になります。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、整理番号所6について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
　●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：37）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：37）

【議案第５号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第5号、現況証明願についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第５号についてご説明申し上げます。
　議案書９ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
　今月の市街化調整区域における現況証明願は１件であります。
　当日配布資料の21ﾍﾟｰｼﾞ及び22ﾍﾟｰｼﾞに議案第５号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
　整理番号13についてご説明いたします。
　現況証明願の所在地等は、議案書９ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　願出地は、願出人の△△△△さんが所有権の1/8を保有している土地で、△△さんの両親の代からは、すでに農地として利用したことはなく、農地台帳上の現況地目も山林であり、農地法上、非農地として扱われている土地です。
　本件は、このたび、△△さんの母親が死去したことに伴い、他の所有者から所有権を移転させるため地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
　調査の結果、願出地において農地利用はなく山林の様相を呈しており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号13について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますのでご意見等をお願いします。

高　橋　委　員　　9月6日に、私のほか、藤田委員、中村委員及び事務局により、整理番号13について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、写真のように木が生い茂っておりました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　　務　　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料-1 地区別農業委員等研修会について
口　頭 令和4年度道内視察研修について

図書案内ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄの配布について
大地の会会費の徴収について
農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙ報告検討会の開催について
令和4年度「大地」第1回編集委員会の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（14：42　閉会）